

## 「残しま宣言応援店」持ち帰り対応実施要領

### 第1 目的

「残しま宣言応援店」実施要綱第7条の規定に基づき、同要綱第3条第3号に定める持ち帰り対応の実施、運用等に関し必要な事項を定めるもの。

### 第2 持ち帰り対応実施要件

「残しま宣言応援店」実施要綱第3条第3号に定める持ち帰り対応を実施する残しま宣言応援店（以下「応援店」という。）は、下記の内容に従い実施すること。

- (1) 持ち帰りの提供は、持ち帰り希望者（以下「希望者」という。）に衛生上の注意事項等を十分に説明し、希望者との食中毒等の食品事故が発生するリスク等に関する合意を前提として行うこと。

説明例：暖かいところには置かず、早めにお召し上がり下さい。

時間が経過することにより、食中毒の危険性が高まりますので、お気をつけください。

お召し上がりの際は、再加熱してください。等

- (2) 持ち帰りの提供は希望者からの申し出があった場合に行うこと。
- (3) 応援店は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守すること。
- (4) 加熱調理済みの持ち帰りに適した食品を提供し、生鮮食品などの調理が必要な食品は、提供しないこと。
- (5) その他、料理の取り扱いについて、注意書きを添えるなど、食中毒等の予防をするための工夫をすること。

### 第3 その他

北九州市は、食べ残しの持ち帰りについて、食中毒やその他体調に異変が起きた場合等の一切の責任を負わないものとする。

#### 付 則

この要領は、平成27年12月16日から施行する。